

3. 参加者のご意見・質問・それに対する応答（順番は多少前後しています）

■総会にて新役員候補者が否決された件について

問 17年度役員は17年度の議案である18年度役員選出案を上程した当事者であり、総会にてその案を可決し、PTA活動をスムーズに進行させる義務と責任があつたのではないか。

◆ 4月に行われた最後の17年度運営委員会の時点で、すべての選出は終わっておらず、報告されている部分についても問題があつたため承認されていない。⁽²⁾ 17年度役員は当時の選出委員会に対して説明を求め学校にもきちんととした管理を再三お願いしたが、納得のいく説明のないまま、「現在わが校のPTA規約では選出委員会はまったく独立した組織であり、総会に上程されるまでどんな選出が為されようとも、それ以外の者は異議を唱えることはできない」とのこと、⁽³⁾ 17年度役員が関与することは不可能であった。またこのまま総会に挙げることに対して不安を覚えた役員より、学校に対し何度も調整を申し入れたが受け入れられなかった。以前の選出委員経験者から見ると、佃島小学校の役員選出委員会は従来規約に基づき絶対的な権限をもって、⁽⁴⁾ 年間の活動に支障がないような人選を提示し、総会以前に行われる各学級の委員選出⁽⁵⁾ 全体会もスムーズに行われるようしなければならない責任を負っているのであるから、今回の件に関しての責任は役員ではなく選出委員会にあるのではないか。⁽⁶⁾ (17年度役員及び以前選出委員経験者)

問 18年度役員選出委員会は従来通りの選出方法にて行われていたのか。17年度役員選出委員の引き継ぎ申し込みはきちんと為されていたのか

◆ 途中まで選出委員会に参加していたが、確かに最初は従来通りの方法で選出がスタートしたので、17年度選出委員の申し込みはきちんと行われたと考えてよいと思う。しかしその後、選出委員長より役員の任期について検討するという提案がなされ、承諾した役員の誰を断り誰を入れ替えるかというような話になっていった。さらに⁽¹⁾ その後会長を変えるという方針に変更され、そのようなやり方に対して不審感をもつた17年度役員にきちんとした説明もないまま、新役員の選出が行われていた。⁽⁵⁾ (18年度選出委員／17年度会長／17年度役員)

問 18年度役員候補者だった方は、選出委員会と17年度役員たちとのそのような経緯や、状況、また役員が総入れ替えになっていることを知っていた上で次年度役員を引き受けたのか。

◆ 会長・副会長候補者はゴタゴタがあることを知っていたが、その他の候補者は知らなかった。副会長候補としては、引き受けるに当たってそういうゴタゴタをすべて解決してもらってから受けたいという要請をしたところ、選出委員長からは⁽⁹⁾ 17年度役員にひとりひとり電話して事情はすべてクリアにしたという説明を受けていた。しかし今話を聞くと、17年度役員と18年度選出委員の話に大きな食い違いを感じる。しかし18年度選出委員がいないこの場で、その話を自分がすることは妥当ではないと考える。(18年度副会長候補者)